



公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年2月27日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第1号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「長野県土地開発公社」を「長野県土地開発公社 財団法人地方公務員安全衛生推進協会」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年2月27日

長野県公安委員会委員長 牧内 正夫

○長野県公安委員会規則第1号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「タイヤ・チェン」を「タイヤ・チェーン」に改め、同条に次の1号を加える。

- (1) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第26条中「第24条第7項」を「第24条第8項」に改める。

第27条の2中「第29条第2項」を「第29条第3項」に、「第103条第2項」を「第103条第1項」に改める。

第30条の2第1項中「第9条」を「第13条」に改める。

様式第17号の表面中「陸運局長 殿」を「運輸局長 殿」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

交通企画課